

国立大学法人山口大学
令和2年度 物品・役務等契約監視委員会議事概要

1. 開催日時 令和2年9月10日(月)13時~17時
2. 開催場所 国立大学法人山口大学 事務局2号館 第2会議室
3. 出席委員 ○委員長 土谷和義(本学監事)
○委員 三石恭子(本学監事)
岡田 実(元山口県副知事)
4. 審査対象期間 平成31年4月~令和2年3月
5. 審査対象案件 10件(一般競争入札 6件, 随意契約 4件)
6. 案件毎の質疑 別紙の通り
7. 総評及び意見の具申等

全体としては、特に問題なく処理されているが、契約業務のさらなる適正化が図られるよう、以下のとおり意見を具申する。なお、審査の過程で検討や見直しをお願いした点については、適切に対応し、今後の業務に活かしていただきたい。

① 更なる競争性の確保の観点から、一者応札・応募の回避に努めていただきたい。

一者応札・応募となった場合は、例えば、仕様に問題はなかったか、スケジュールに問題はなかったか等、原因の把握と分析を確実に行った上で、PDCAサイクルを回すなど、競争性を高めるための更なる努力が必要である。また、業者からのヒアリング内容等については、必ず記録に残し、説明責任を果たすことが肝要である。

② 複数年契約が可能と思われるものについては、必ず検討していただきたい。

複数年契約は、業者の固定化というデメリットや場合によってはメリットが出ないケースもあるので慎重に対応する必要はあるが、少なくともメリット・デメリットを比較検討した上で対応すべきである。また、検討のプロセス等を適切に記録に残すことが肝要である。

③ 調達スケジュールについては、適切な期間を確保することに努めていただきたい。

調達スケジュールにおける期間、例えば、契約伺の承認から公告までの期間等は、本学の規則に原則として示されている日数を確保していないケースがある。適正な会計処理を行うためにも、目安となる日数を意識した手続きを心掛けることに留意していただきたい。

以上

質問・意見等	回答
(1) 人事給与統合システム 一式 【一般競争入札】	(財務部契約課)
<ul style="list-style-type: none"> ・本システムの導入の目的は何か。 ・本件は、2者による競争入札になったが、従来のシステムの納入業者が競争に参加していない。その理由は何か。 ・納期について、当初、9/30だったものが、翌年の1/31に変更され、更に、その1/31にも納入されず、最終的に3/31に納入されている。原因は何か。 ・納期の遅れの原因が業者側にあるなら、損害金の対象になるはずだが、どのように対応したか。 ・納期の遅れによる業務への支障はなかったのか。 ・本件は保守を含めた総額で入札されているが、その後契約締結の段階では「物品供給」と「保守」を別々の契約にしている。その理由は何か。 ・落札率が低いですが、低価格入札の調査はしなくてもよいのか。 ・保守契約に際しては、複数年契約を検討しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本システム導入は、今後の人事制度等の変更に伴う機能の追加・変更及び事務処理の効率化を図ること等を目的とするものである。 ・従来システムの納入業者が、当該システムの取扱いを中止したためである。 ・1回目の変更の原因は、仕様書による本学の要求と業者側の解釈に齟齬が生じ、その調整に時間を要したためである。 2回目の遅れについては、業者側の事情により申し出があったもので、契約変更ではなく履行遅滞である。 ・履行遅滞となった期間に対しては、契約に基づき履行遅延損害金の支払を請求し、徴収した。 ・オプション部分の納入は遅れたが、基幹部分については12月には使用開始できたので、特に、業務への支障はなかった。 ・保守契約については、来年度以降も続くので、別の契約とした。 ・役務契約の場合は調査するが、物品供給契約であるため、特に必要ではない。 ・次回の契約に向けて、本システムを利用する担当部署の意見を聞きながら検討していきたい。

(2) 財務会計システム 【一般競争入札】	(財務部契約課)
<ul style="list-style-type: none"> ・一者応札となった理由を把握しているか。 ・(1)の人事給与統合システムは、システム本体と保守を含めた契約手続きであったが、本件については、当初から本体と保守を分けて契約手続きを行っている。理由は何か。 ・保守費の見積もりを求めているが、理由は何か。 ・契約伺は入札公告の2日前（規則では原則7日前）に承認を受け、また予定価格は入札期日の前日（規則では原則3日前）に承認を受けている。もう少し余裕を持ったスケジュールで対応すべきと考える。 これらの日程は業者に対する直接の影響はないものの、学内規則に定める原則的な日数を満たしていない。規則に定めた意義を再考していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札説明書は2者が受け取ったが、そのうち1者が他機関で指名停止を受けたことにより辞退し、結果的に一者応札となった。 ・システムを運用する中で、不要な保守が発生する可能性を考慮し、保守契約については、システム導入後に保守の仕様を検討し、契約手続きを始めることとした。 ・納入後の保守費の概算額を把握するために徴した。 ・承知した。
(3) 財務会計システム 保守 【随意契約】	(財務部契約課)
<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の理由を「業務運営上必要」としているが、契約の内容から見て「契約の性質が競争を許さない」の方が適切ではないか。 ・複数年契約は検討したか。 ・保守仕様条件の変更が見込まれない場合は、複数年契約の可否を検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本システムの保守は、実質的に納入業者しか対応できないため、随意契約としたものである。今後、随意契約の理由については十分検討する。 ・本件は保守内容の見直しもあり得るため、単年度契約とした。 ・システムが安定稼働すれば、保守の仕様を最低限の内容に見直し、その際に複数年契約の検討を行う予定である。

(4) 山口大学教育学部附属山口小学校仮設校舎 不落による【随意契約】	(財務部契約課)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札説明会には4者出席したが、うち1者は辞退、さらに1者は応札したが技術審査において不採択となった。 理由は、いずれも「工期が短く納期が確約できない」というものであった。 結局、残った2者による入札となったが不落となり、随意契約を締結することになったが、その際の納期は、約1か月後ろ倒しされていたという案件である。 ・ 工期の見直しについて検討の余地はなかったのか。 ・ 結果的には借上期間の開始を遅らせる契約となってしまったが、その理由について、説明願いたい。 ・ 校舎の改修工事は3月中に完了したのか。 そうであれば、借上期間（解体撤去を含む）を短縮できたのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 当初仕様の借上期間は、9/20～4/30 ■ 変更後の借上期間は、10/21～5/31 ・ 変更後の契約伺に記載されている借上期間の日付が手書きで修正されているが、決裁書類等における字句を訂正する場合は、適切に訂正処理して頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎の改修日程が決まっていたため、見直しはできなかった。 ・ 不落の結果、新たに随意契約として契約手続きをしたものであり、その手続きに時間を要したこともあって、借上期間を見直さざるを得なかった。 ・ 3月中に完了したが、移転作業もあり、その他の用途での利用も可能と判断したので、契約書通り5/31まで借上げた。 ・ 承知した。

(5) 宅配便及びメール便等の利用による運送業務 【一般競争入札】	(財務部契約課)
<ul style="list-style-type: none"> ・一者応札であるが、対応可能な業者は複数あるのではないか。 例えば、仕様書に問題はなかったのか。 ・他の運送業者に、入札に参加してもらうよう依頼するなど、一者応札を回避する努力はしたか。 ・入札説明会は必須なのか。規定等があるのか。 ・契約手続きの日程については、(2)の指摘と同様、余裕がない。第三者の疑念を招かないよう余裕を持ったスケジュールで進めるよう努めていただきたい。 ・いずれにしても、一者応札を回避しようとした経緯は記録に残しておくべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の取扱い業者から情報収集して仕様書を作成しており、落札業者以外を排除する仕様にはしていない。結果的に一者応札になった。 ・今後、入札参加を呼び掛ける工夫をしていきたい。 ・必須ではなく、今回は行っていない。 ・承知した。 ・承知した。
(6) 人工呼吸器 一式の賃貸借 【一般競争入札】	(医学部管理運営課)
<ul style="list-style-type: none"> ・一者応札となった理由を把握・分析しているか。 ・開札から契約開始までが短期間（土日を除けば2日）であるが、この期間で業者は機器を調達できるのか。 これが応札できなかった理由ではないのか。 ・一者応札改善に向けて努力された記録は残しておく方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅と病院内で使用する人工呼吸器の調達である。患者が日常的に使用する機器のため医師が選定したフィリップス社製をメインの構成としている。 メーカーに確認したところ近隣に3者の取扱いがあったため一般競争とした。入札業者以外の2者は業者の都合により応札しなかったことを確認している。 ・取扱業者へのヒアリングの結果からも、対応可能な日数と認識しており、応札できなかった理由とは考えない。 ・決裁書類には添付していないが、担当部署では記録に残して引き継いでいる。

<ul style="list-style-type: none"> ・複数年契約の検討はしているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討はしているが、需要数の見込みが難しく、複数年契約にすれば安価になるということもないため、単年度契約が適当と考えている。なお、診療報酬改定が2年毎にあるため、仮に複数年契約としても最長2年と考える。
<p>(7) 酸素濃縮器等一式の賃貸借 【一般競争入札】</p>	<p>(医学部管理運営課)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・(6)と同様の契約と見受けるが、一者応札となった理由を伺いたい。 ・(6)と同様、開札から契約開始までが短期間（年末年始を挟むため実質4日）であること、また供給開始が1月1日であることから、実質的に他の業者を排除することになっていないか。 ・いずれにしても第三者から疑問を持たれることがないように適切な履行期間の確保に留意していただきたい。 ・(6)と本件、いずれも一者応札で落札率100%であるが、予定価格は妥当だったか。 ・本件は機種選定の手続きが不要なのか。因みに、(6)では機種選定書が添付されているが、本件には添付されていない。 ・複数年契約の検討はしているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フクダ電子社製をメインの構成とする酸素濃縮器の調達である。メーカーに問い合わせたところ落札した業者のみの取扱いであると確認した。しかし、唯一の取扱業者であることの証明が書面では徴取できなかったため、随意契約とはしなかった。 ・在宅医療機器は日常的に短期間での調達が行われており、本件も履行可能であったと認識している。 ・承知した。 ・他大学の納入実績等を調査して予定価格を算出している。いずれの契約も他大学の実績は多く、特に問題なかったと考える。 ・年度途中に、1装置の予定価格が500万円未満であれば、機種選定の必要がないことを確認したため、(6)と本件で対応に違いが出たもの。 ・検討はしているが、(6)と同様の理由で単年度契約が適当と考えている。

(8) 勤怠管理システム 一式 【一般競争入札】	(医学部管理運営課)
<ul style="list-style-type: none"> ・4者が入札説明書を受領し、3者が辞退している。辞退理由はいずれも「仕様を満たせないため」としているが、仕様のどの箇所を理由に辞退したのか、確認しているか。 ・3者に共通する辞退理由が「仕様書」にあるのなら、その内容をもう少し分析する必要があるのではないか。 歩み寄れる部分があれば、競争性が確保できたのではないか。仕様に問題はなかったか。 ・入札説明書受簿の備考欄に辞退理由が記載してあるが、辞退日がわからない。 辞退日は受付日とは別の日か。 ・初めて調達する案件であるが、何者程度が応札するか事前の予想はあったか。 ・手続の期間にもう少し余裕があればよかったのではないか。 ・業者はいつ仕様書を知り得るのか。 ・公募を開始したことを公告掲載以外にどのように周知しているか。 ・時節柄、勤務時間を管理するシステムを扱う業者は多く、当然価格競争も激しいのではないかと推測するが、予定価格の妥当性について、伺いたい。 ・このような調達案件を指名競争にはできないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェアの要求事項の一部に対応できなかったことを確認している。 ・本学の就業規則に対応させるための要求事項であり、譲れない部分である。 落札業者もパッケージではなく、カスタマイズして対応するという回答だった。 このことから既成の特定製品を想定した仕様ではないと言える。 ・受付と辞退は別の日である。入札説明書を渡したが入札書受領期限までに入札書の提出がなかった業者に対して、辞退理由を確認している。 ・近隣大学も同様の調達を行っており、その調達実績から複数の業者が興味を示すであろうことは予想していた。 ・今回の案件については、規定上の期間は確保しており問題ないと考えている。 ・公告に基づき入札説明書の交付を受けた際、説明書の附属書類として知り得る。 ・事前に営業等で来られた業者に対して、公告した旨を連絡することはある。 ・システム開発は、専門職種の人件費、工数等から適切に積算したいところだが、業者の協力を得られなければ難しい部分もある。他大学の納入実績を調査するなど適正な予定価格となるよう工夫している。 参考のため、入札後には定価や値引き等の内訳を徴している。 ・指名競争の制度はあるが、通常の物品調達に適用できるケースは少ない。

<ul style="list-style-type: none"> ・本件のようなシステム開発に対して、約50日の納入期間は妥当だったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・厳しい日程だったかもしれないが、仕様策定期間を確保する必要もあり、限られた契約手続期間の中で最低限の必要な納入期間は確保していたと考えている。
<p>(9) 山口大学医学部附属病院 Webサイトリニューアル製作委託業務 【随意契約】</p>	<p>(医学部管理運営課)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・企画競争に付したが、入札説明書を受領した3者のうち2者が辞退している。 結果論ではあるが、1者のみの企画提案となり、企画競争の趣旨が活かされていない。原因はどこにあると考えるか。 むしろ、企画競争ができるように努力すべきではないか。 ・予定価格は算出しているか。 ・本件は消費税額切替えの時期をまたいだ調達であり、納入時期によっては、支払額が500万円を超えてしまう可能性がある。 どの時点で500万円未満と判断するのか。 ・今後、企画競争をする場合は、できるだけ複数者の応札となるように努め、業者間の競争が働いて、よりよい企画が提案されるようにしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2者のうち、1者は予算規模内で履行できないこと、1者は履行に必要なソフトウェアを有していないことから辞退した。 結果的に競争にはならなかったが、応札業者の企画は、審査により合格している。 ・500万円未満の契約のため予定価格調書としては作成していない。 ・調達手続方法を決定する時点での契約予定金額（予算額）に基づき、判断している。 ・承知した。

(10) 技術移転活動等関連業務 【随意契約】	(工学部会計課)
<ul style="list-style-type: none"> ・「発明評価業務」等の業務を委託する契約であり、「契約の性質が競争を許さない」ことを理由に随意契約しているが、競争の余地はないのか。 ・山口TLOは本学と密接な関係にある組織であることは理解できるが、随意契約理由として、「契約の性質が競争を許さない」と「業務運営上必要」のいずれを適用するのが妥当かについては、検討の余地がある。 ・契約書に委託費の額として「12,800,000円の範囲内において」としているのはどういう意図か。 ・契約書には、従事時間の総時間が書かれてあるが時間単価の取り決めがない。実際の履行確認や請求額の確認等はどうされるのか。 ・予定価格を見ると、時間単価の積算はしてあるが、時間数の根拠がわからない。時間数はどのように積算したのか。 ・他大学の事例も参考に、より実態に合った形で対応できるよう検討されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・山口TLOは本学のことを熟知し、本学のために活動しており、現実的に他の業者に委託することは想定できない。 ・承知した。 ・その予算の範囲内で委託するという意味である。 ・契約書で業務内容を示しており、活動内容の報告を求めて履行確認する。 ・これまでの実績を勘案し、請負業者からの見積もりも参考にして決定した。 ・承知した。

以上